

議事録（法務省ヒアリング）

- 1．日時：平成19年5月8日（火）16：30～17：30
- 2．場所：永田町合同庁舎2階 共用第2会議室
- 3．項目：新司法試験の在り方等に関する検討状況について
- 4．出席：法務省大臣官房司法法制部 参事官 佐々木宗啓  
法務省大臣官房人事課 山口久枝  
規制改革会議 中条主査、安念主査、福井委員、大橋専門委員、  
鈴木参考人、山下参考人

中条主査 それでは、「基本ルールTF / 基準認証・法務・資格TF」共同開催の法務省からのヒアリングを開始します。今日はおいでいただきまして、どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

10年来同じような議論を続けておりますけれども、そろそろこの辺りで決着をつけたいというのが私たちの希望でございます。それはさておきまして、まずは今日御用意いただきました資料を簡単に5分程度で御説明をいただきまして、その後ディスカッションという形にさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

佐々木参事官 法務省の司法法制部の参事官の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

資料はこれまで公的にいろいろと決議されたものとか、提言とかのものでございまして、そこに書いてあることを踏まえて、基本的にはこれからの司法試験の合格者数等を検討しておりますということが大筋でございます。

細かい話に入りますけれども、前提となる新司法試験の合格者数についての考え方につきましては、司法制度改革審議会意見書では、平成22年ごろには合格者を年間3,000人まで増加させることを目指すと。司法制度改革推進計画におきまして、法科大学院を含む新たな法制養成制度の整備状況等を見定めながら、平成22年ごろには司法試験の合格者数を、年間3,000人程度にすることを目指すとされておまして、平成13年の司法試験管理委員会の決定で、平成14年以降の試験については、司法制度改革審議会意見を最大限尊重するという事になっております。

このような司法試験の合格者の大幅な増加というものは、法科大学院の課程、司法試験、司法修習生の修習の有機的連携によるプロセスとしての法曹養成制度が機能的、理想的に働くことによりまして、点の選抜をしていた従前の法曹養成制度よりは、より効率的、質的にも充実した多くの法曹を養成することが可能になると考えることによるものと認識し

ております。

そして、資料 3 の平成 18 年の規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申におきまして、「司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標、（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を可能な限り前倒しすることを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について社会的要請等を十分に勘案して、さらなる増大について検討すべき」ともされております。

そして、資料 4 の平成 18 年 12 月の自由民主党政務調査会司法制度調査会の「新たな法曹要請制度の理念の実現のために」におきまして、「今後の司法試験合格者の在り方についてどのように考えるかについては、法曹の質を確保するという観点からすると、法科大学院における教育の実情や社会のニーズ等を踏まえながら、継続的にその在り方を検討していく必要がある。まずは平成 22 年ごろに年間 3,000 人程度とするという前述の目標の達成に努めつつ、常に、質の確保が大前提であることに意を払うことが肝要である。」、「なお、将来の法曹人口の在り方を考えるに当たっては、法律専門家職種の活動状況、及び ADR 等の役割分担の進展をも考慮に入れる必要がある。」とされております。

これらが資料 2 から資料 4 に書かれていることをごさいます、我々が考えておりますのは、これらを踏まえまして、単に量をそろえるというだけではなくて、質と量の双方を備えた法曹の充実を図ることが必要であると考えてございます。

そういう考え方の前提の下に、平成 20 年から 22 年までの合格者数についてどういう検討状況かということをまず述べさせていただきます。

平成 18 年から 5 年間新旧司法試験が併行実施されますところ、司法試験委員会は、資料 1 の「併行実施期間中の新旧司法試験合格者数について」にありますように、その間の新司法試験合格者数につきまして、平成 18 年は 900 人ないし 1,100 人程度。19 年は平成 18 年の合格者の概数の 2 倍程度としておりまして、旧司法試験合格者数については、18 年は 500 人ないし 600 人程度。19 年は 300 人程度をそれぞれ一応の目安とするという考え方を示しております。

これを受けまして、実際の 18 年度の新司法試験の合格者は 1,009 人、旧司法試験の合格者は 549 人となっております。

こういうことを踏まえまして、現在、司法試験委員会におきまして、平成 20 年から平成 22 年の新旧司法試験の合格者数について検討が進められているところです。

ここについては今検討中のごさいます、いずれ結論が早急に出てくることと思います。

なお、ここで考えておりますこととしましては、新司法試験は資格試験であって、厳格な成績評価と修了認定を経て法科大学院を修了し、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者について、必要な学識及びその応用力を有するかどうか判定することを目的とするものであります。そうしますと、平成 22 年の 3,000 人の合格体制への移行過程を考えるに当たりまして、受験生の態様に依じて、これは能力・資質に依じてという意味ですが、合格者数には当然に変動があり得るものでありまして、試験の結果と関係なくあらかじめ

定めた数値の枠を絶対のものとするにはできないと考えております。そして、新しい法曹養成制度における法科大学院教育の全体的な水準や法曹の質の確保についての検証が行われていない現段階では、前倒しをするかしないかをあらかじめ決定することも適切ではないのではないかと考えてございます。

次に平成 23 年以降の将来的な司法試験合格者の目標数の拡大についてということですが、先ほど述べましたが、法曹人口の拡大につきましては、単に量をそろえるというだけではなく、質及び量の双方を備えた法曹の充実を図ることが必要となるわけございまして、そこでは法科大学院の課程、司法試験、司法修習の有機的な連携によるプロセスとしての法曹養成制度が機能的、理想的に働いていることがどうしても必要不可欠となるわけでございます。

そこで、平成 18 年 9 月から法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会及び法務省の五者で、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保の在り方を検討すべく、必要な資料収集を開始するための準備作業を行ってございます。

具体的にどのような資料収集を想定しているかということですが、それぞれの機関において成績等の各種資料の収集、管理を行っているため、まずはこの情報の相互交換をしなければいけないということになります。個人情報保護等の問題がございまして、平成 18 年の新司法試験の成績を法科大学院に提供することは困難でありましたので、その後、必要な手当を施しまして、具体的には平成 19 年の新司法試験の成績と法科大学院における成績との相関関係を検証するなどしまして、法科大学院における教育、司法試験、司法修習生の修習との有機的連携の在り方を検討するための資料取得を行おうとしております。

このようにして収集される資料は、将来的な質と量の両面から充実した法曹の人口の在り方を検討するための基礎的資料になるものと考えております。

このような資料収集により集まった情報を用い、法曹の質の確保の要請や法科大学院における教育の実情や社会のニーズ等を踏まえながら、継続的に法曹人口の在り方を検討していく必要があると考えてございます。

このようなプロセスとしての法曹育成が機能しているかどうかを検証未了の段階で、既に司法修習生の就職難が言われてございますが、これは社会的ニーズの量の問題を推測する 1 つの要素と思われれます。その見極めがまだできていない段階で、ポスト 3,000 人の数値目標を決めるはまだちょっと時期が早いのではないかとこのように思えるところでございます。

次は法科大学院の修了者のあるべき新司法試験の合格率についての検討でございますけれども、その点につきまして、法科大学院における厳格な成績評価と修了認定を経て、法科大学院を修了した人が受験者の母数の基本になりますので、新司法試験の受験者数は、法科大学院がどのような成績認定と修了認定を行うかによって変化する変数を持っています。

また、司法試験は法曹になろうとする者に必要な学識及び応用能力の有無を判定することを目的とする試験でございますので、これがあるかないかという受験者の質の問題もございまして、この2つの変数からあらかじめ合格者の予定数を予想して、確定的な数値として合格率を導くということは性質上困難ではないというふうに考えてございます。

しかしながら、法務省といたしましては、法科大学院における教育を充実させて、法曹となろうとする者に必要な学識、応用能力を備えた者、これがたくさん輩出するようにということを考えまして、法科大学院に対しましては、教材等を提供したり、検察官を教官として派遣する等をし、あるいは司法試験に関する各種情報を公表して、大学院に提供するなどしております。

なお、司法制度改革審議会意見書においては、「修了した人の7～8割の者が試験に合格できるように充実した教育を行うべき」だとされてございますので、この意見書の意見に沿った形で法科大学院の方で厳格な成績評価と修了認定をしていただいて、なるべくたくさん有為な人材を育てていただけるようにしていただくことが大切かと考えてございます。

次に予備試験の在り方についてという御質問でございますが、予備試験は23年から開始される予定でありまして、これからその在り方を検討していく予定でございます。

そこでは司法制度改革審議会意見書、司法制度改革推進計画における予備試験の「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由によって、法科大学院を經由しない者についても、適切な資格取得の道を開くべきだ」という趣旨や、あるいは予備試験の「法科大学院修了者と同等の学識、その応用能力並びに実務の基礎的素養を有するかどうか判定する」という性質、それから、法科大学院教育の実情などをこれからいろいろ調査する等しまして、適切な制度設計をしてまいりたいと存じます。

勿論、規制改革・民間開放推進会議の第3次答申にありますように、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に取り扱われないようにすべきであって、予備試験を受けて本試験を受験する者に対しても、平等に門戸が開かれているべきであるとの要請は十分に了知しているところでございます。

なお、予備試験合格者数に占める本試験合格者の割合と、法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合の検証を踏まえて、その均衡を図りつつ見直していくという点につきましては、重要なのは合格率ではなくて、等しい能力を備えた者が等しく新司法試験の合格者とされることが重要ですから、その観点を踏まえておれば、現時点で第三次答申の記述を変更する必要はないのではないかと考えております。

また、合格率の調整を行うことは、試験の問題という面と受験者の能力の問題という面がございまして、技術的にも困難ではないかと考えております。

また、法科大学院も上から下まで順位を付けたときに、どこの位置の法科大学院と予備試験組を同程度にするかというところの問題も解決すべき問題として残っているのではないかと考えてございます。

最後に第2回新司法試験の準備状況につきましてですけれども、今年も5月15日から昨年と同様の日程で実施することになっております。試験会場につきましては、受験生の便宜に配慮いたしまして、今年から広島が追加されて7か所となっております。

出願状況の御説明になりますが、これは資料5にありますように、平成19年の新司法試験の受験者5,401名のうち、法科大学院修了者が1,076名、修了見込み者は4,325名でしたが、現実の修了者数が確定いたしまして、受験予定者は5,280名となっております。

以上が事前にいただいた質問に対する回答になります。

中条主査 ありがとうございます。今の御説明でいくと、要するに試験はやってみなければ結果はわからないじゃないかというお話なんです。ですから、当然のことながら、予定した数よりも多くなるということもあり得るということですか。

佐々木参事官 上回ることもありますでしょうし、下がることもありますでしょう。ただ、22年までに3,000人程度を目標とするということは尊重すべきものであると考えてございます。

福井委員 予備試験のところですが、これは前任の吉村さんともかなり詰めた議論がありまして、要するに対等に扱うということ、法科大学院修了者と予備試験合格者を本試験で対等に扱うということの唯一の検証手段は合格率だということは、既に法務省と我々との間で合意している基準です。

できるだけ具体的に誤解がないようにしておいた方がいいというので、別に趣旨を変えるものではありませんが、予備試験がうんと難しくなり過ぎていると、予備試験を通った人は法科大学院から受ける人よりもかなりの程度高い合格率で通ってしまうことになるわけです。

それは要するに予備試験を絞り過ぎているという1つの大きな徴憑ですから、そういう合格者数が出るということは予備試験の合格者をもっと増やして、予備試験をやさしくしないと法科大学院修了者と対等にはならないというシグナルになるわけです。

勿論、ある年について見れば、ふたを開けてみないと合格率はわかりませんから、その年の試験は無理でも、その次の試験で予備試験を去年絞り過ぎたと判断されればもうちょっとやさしくして、完全に一致するということが勿論ないかもしれませんが、同一合格率を目指して予備試験合格者数の調整をすることが必要だという趣旨です。

これは従来議事録などを確認いただければその趣旨は出ているはずですので、このくらいの趣旨でももう少し平易に書くということについては御了解をいただければと考えております。

佐々木参事官 戻りまして、議事録などを検討いたします。

福井委員 ここは趣旨として今のようなことで完全に吉村さんとは了解があったと思いますので、議事録等を御確認いただければ幸いです。

それから、人数の絶対数のところですが、22年ころまでに3,000人程度ということなの

で、22年までは3,000人にしてはいけないということではないはずです。具体的に司法試験の合格者も新司法試験の中で出つつあることですので、少し前倒しについても御検討いただけませんかということです。もうちょっと手前で達成することによる具体的な支障はございますか。

佐々木参事官 徐々に法科大学院の教育が軌道に乗ってきて、その法科大学院の教育と司法試験が有機的な連携をして、これにより法曹の質の確保が可能になっていることで22年ころには3,000人の法曹となるべき資質を持った人が輩出されるであろうというのが制度のおおまかな設計だと思います。したがって、それをずらして遅らせる、早めるといふときには、当初予定している制度設計からずらすのが相当であるということを検証した上でずらす方がより理にかなっているのではないかと考えます。

福井委員 実態を見ますと、法科大学院の卒業者は大体6,000～7,000人くらいいるわけです。22年に3,000人で当面1,500人くらいでいくということは、法科大学院の卒業生がある日突然激減するか、あるいは合格者枠がうんと増えない限り、結局法科大学院を出ても法曹資格は取れない。言ってみれば法科大学院に行ったことが全く資格取得の点で無駄になってしまう人たちをたくさん輩出することになるわけです。

法科大学院の在籍実態を踏まえると、22年までに3,000人にするのを待つというよりは、もうちょっと早目に合格者として人材を生かす道を考える方が社会実態的に見ても合理的だということになりませんか。

佐々木参事官 あくまでも司法修習を経れば法曹になるだけの資質がある人を選抜する試験でございますので、法科大学院に入ってお金を使ったから救済しなければいけないという話とは必ずしも一致するとは思いません。

中条主査 それはそうですけれども、法曹として適格かどうかというのはマーケットで試してみないとわからない話であって、司法試験を受かっても全然使いものにならない人はいっぱいいるじゃないですか。

マーケットで本当にその人たちが使えるかということ进行测试することが大事なんで、そのためにはなるべく基本的な知識を持っていないと困りますからね。私と同じ程度の法律の知識では困るんですけども、そこはわかっているならば、あとはマーケットでテストする。そのためにはなるべくたくさんの人を合格させておいて、あとはそこで淘汰されるということの方が大事なんじゃないですか。

佐々木参事官 まず1つ目の話でございますけれども、知識がどの程度あるのかというところはかなり問題があると思います。ちょっと難しい話で恐縮なんですが、私、ここに来る前に司法研修所の民事裁判の教官をやってございました。そして、弁護士になるにしても、何になるにしても、イロハであるものに要件事実の否認と抗弁の違いというものがございます。これについてのあってはならない間違いとして、無権代理の抗弁というものがございます。

これは昔でありましたら、1つの期を通じて間違いを冒すのが数名出るか出ないかであ

って、幻の抗弁と呼ばれていたのですが、最近になりましたら、それがクラスでちらほら見かけられるようになった。新60期のときには、いくつかのクラスに2桁出てしまっており、相当大変な事態になっているのではないかと思います。

中条主査 それは知識を重んじるからですよ。

佐々木参事官 それは最低限の基本的知識です。

中条主査 うちのゼミの学生は、金融のことなんか何にも勉強しないですけども、銀行に内定をもらって銀行に入ってしっかりやっているわけですよ。入ってから勉強するわけですよ。だから、知識をそういうところで幾ら教えたからといって、学んだからといって、実際に仕事で役に立つかどうかは別問題です。それはそうなったら一所懸命勉強しますし、本当にそんな知識もわからない人がいたら使わないじゃないですか。

福井委員 今1,500人でそういう状況ですと、3,000人になるということは、参事官御心配のことはある程度織り込み済みであったとも言えるんじゃないですか。

佐々木参事官 それで検証をしながら、なるべく害がない形で増やしていくのが穏当な話ではないかと考えております。

福井委員 中条主査から申し上げたように、500人時代の超難関の司法試験を通られた方の中にも、必ずしも法律サービスの提供者としてさほど有益なサービスが提供できる、ないしは能力があるとはみなされない方も散見されます。

法律知識をうんと身に付けているということ自体が直ちに法曹としての資質を保證するものでもないわけです。

佐々木参事官 知識だけではだめで、それを応用して使えなければ意味はないと思います。

福井委員 この会議の基本的な考え方の底流には、その人がどういう法律知識や法律サービスの品質を持っているかというのは、試してみなければわからない。あらかじめ試験を幾ら難しくしたって失敗作は混入するし、易しくしたからと言って、ぎりぎりのボーダーラインを通った人が悪い法曹になるというものでもないわけで、いろんな例外があるわけです。

とすると、試験で品質を確実に保証できない以上、使ってみて、その結果が他の消費者にも共有できるようにする。端的に言うと、弁護士として過去にどういう専門領域を手がけてきたかと、そのときの顧客評価はどうだったのか、訴訟事件であれば勝訴・敗訴の比率はどうだったのか、というような一種の情報開示をきちんとやることで、安心して頼めそうかどうかということについて消費者保護の観点から問題が起こらないよう開示を促進する。資格試験の品質管理機能に余り過度に頼るよりは、かえって合理的な品質の確保機能ではないかと考えております。

佐々木参事官 理念的には全くそのとおりであると思うんですけども、実際に弁護士の資質がいい悪いということを情報公開するとき何の要素でやっていくのかということに問題がございまして、これも難しい話になってしまうんですけど、まず、懲戒歴とか

いう話もあるんですが、これは弁護士の有能・無能以前に職業人以前の話であって、こんなものはそれ以前の話で、最低限を割っている話なんです。

次に、訴訟における勝訴率というのがあるんですけども、これは人によっては弱者の方に常に救済すべきだということで、ポリシーでそういう訴訟活動をやっているから敗訴率が高くなっている方もいます。

また、人によっては勝てる事件しか受任しないという方もおられて、そうしますと、自動的に勝ってしまうわけです。

もう一つ、私はもともと民事裁判官ですけども、民事訴訟制度で釈明という制度があって、おかしなことを言っている弁護士さんでも、実体的真実と違っているというときに、ちょっと示唆を与えてそこを是正するというのを裁判所はやったりすることがございます。そうしますと、弁護士の能力ではないところで勝訴してしまったりしていて、勝訴率、敗訴率というの、なかなか弁護士の能力の指標になりにくいものです。

福井委員 単純な数値だけで比較できないのはおっしゃるとおりです。

佐々木参事官 収入の多寡というの、いい顧問先をつかまえたかどうかとか、そういうことになりますので。

中条主査 それらすべていろんな要素というのがあって、それが全部合成されて弁護士の能力なわけじゃないですか。その中のどれを選ぶかというのは消費者の選択の問題であって、提供されている情報が私はこれがウリですというのがあれば、そのウリを消費者が買うかどうかという問題なんです。そこは情報を提供してあげて、消費者もばかではないので、何か物を頼むというときには弁護士さん一人だけに頼むんじゃなくて、幾つか選んでみて、相性とかいったものもありますね。これは多分、学問的能力では全然出てこない話で、私と相性の合う弁護士さんもあれば、福井さんじゃないと相性が合わない弁護士さんもいるでしょう。それはお医者さんと同じで、そういったことというのも消費者が選択していく中で生まれてくるものだと思うんです。

勿論、程度の問題ですけども、基本的な部分での知識というのもある程度必要でしょうけれども、しかし、なるべくならマーケットで淘汰されていくという形で考えていく。その辺どこにでも使いやすい弁護士さんがいるという状況をつくっていかう、というのが10年来にわたって私たちが議論してきたことです。そこからいくと、まだ旧司法試験の非常に難しい司法試験の状態を物事を考えるというのを横に置いていただいて、そういう新しい考え方で考えていただきたいということです。

佐々木参事官 司法研修所を出すときには、昔と同じ程度までは育てて出しておりまして、程度が落ちたという形で野放しに出しているわけではございません。

中条主査 そこから考え方を考えていただいた方がいいのかもしれないですね。

福井委員 アメリカの弁護士は広い範囲で各種の層がいるわけです。御存じだと思いますけれども、高額な報酬を取って、ほかの人には手がかけられないような難易度の高い事件ばかりをやる方もいれば、貸金の取り立て、離婚みたいな定型的な事件しかやらないとい

う方もいるし、そういう方はおおむね所得も高くないという一種の序列があるわけです。

また、アメリカの弁護士の場合は、必ずしも弁護士として独立業として活躍するというだけが弁護士像ではなくて、民間企業の社員になったり、官公庁に行ったりなど、いろいろな活躍の仕方があります。

結局、法曹の能力なり生かし方というのは、最後は消費者が決めないとおかしいわけで、法曹サービスの提供を受ける側の方が、私はこの人のこういう能力や資質に着目して選ぶとか、勿論、さっき参事官がおっしゃられたような、単に勝訴・敗訴率だけでは判断できないというのは当然の話で、それだって説明を受ければ、私は敗訴率が高いけれども、それは難易度の高い事件を好んでやっているからであって、勝てる事件ばかり手がけている弁護士とは違う、ということがちゃんと消費者に伝われば、それをマイナス評価にする人は普通はいないと思うのです。

ところが、今の弁護士は、広告制限をしたりということもありますし、個別の専門性を強調したりすることに関しては、極度に抑制的です。専門分野もなかなかわからないし、過去の経歴などについても、弁護士が開示するのを促進しようというふうに弁護士会もしていないし、これまでは法務省も余り熱心でなかったようにも見受けられるのです。

佐々木参事官 弁護士自治がございまして、法務省が所管して監督しているわけではございませんので、弁護士会の方で適切に考えていただくしかありません。

福井委員 制度設計は法務省の非常に重要なお仕事で、もし弁護士会に隠す体質があるとすれば、そうでないように助長していくというのは政府の重要な役割だと思うのです。特に法務省のですね。

どうも横並び的な護送船団をギルド的に弁護士会がやってきている形跡が濃厚にございまして、それを是正しようとする試みはいろんな細かい改正に、これも法務省が御尽力された成果だと思いますけれども、徐々にいろんな成果が出ているわけです。できるだけ参入をオープンにする、営業形態を自由にする、広告も自由にするとかいう方向で来ているのですが、それでもいまだに普通の庶民からすれば、弁護士は、電話帳を見たって、あるいはパンフレットを見たって、この弁護士さんがどういう専門を、どれくらいの値段でどれくらいの熱心さで事件を手がけてくれるのかを判定するのは至難の技なわけです。そこを充実させることこそ、試験を難しくすることより、政府として介入する場合はるかに本質的で重要な仕事であって、この弁護士に頼んだから、幾らくらいで、どれくらいの権利保護を、どのくらい誠実にやってくれるんだろうか、ということの開示の促進をもっと図れば、そこで出てきた情報が正確でありさえすれば、あらかじめどれくらい難しい試験を通過していたかということ得られる情報よりもはるかに豊かな成果になるはずですよ。

試験の人数を絞るという旧来型の発想より、むしろ事後的な情報開示、事後的なというのは、試験を通った後の営業実績とか弁護士の経歴に関する情報開示を促進するということですが、それによって品質保証を代替させていくという方向に抜本的に舵を切っていただければと思います。

佐々木参事官 開示して自由に選択できるという方向性は誠にそのとおりだと思いますが、現実にはまだそうっていないところで、さあ選べと言っても、これは国民に害を及ぼしてしまいます。

中条主査 それはどうやったら情報が出てくるかということ、情報を出せと言ったって、独占状態では、競争がない状態ではだれも情報は出さない。それは競争が激しくなればなるほど情報というのはたくさん出てくるわけです。

数を増やしましょうというのは、そういうこともあるわけです。

福井委員 特定少数のレントなり既得権を剥奪することに消費者主権の意味があるわけです。アメリカの弁護士は激しく広告競争もするし、自己の売り込み競争もするわけです。勿論、うそをついたりした弁護士は市場から激しく懲罰を受けるという自浄作用が備わっている。日本の弁護士会は、残念ながらそういう状況にない。これもやはり数が少な過ぎると、すべての弁護士が特権的な地位を得てしまうわけです。そこに根本的に大きな原因があるというのがこれまでの答申を貫く基調になっているわけです。

中条主査 司法試験の合格者数というのは、せいぜい経営学で言えばMBAの合格者くらいの感じで考えていただいて、MBAを取ったって、別に役にも何にも立たないんだけど、とりあえずシグナルとしてそれについての知識は、学部生よりもちょっと高いというくらいのところで考えて、あとは実際に使えるかどうかマーケットで考えていくという基本的にはそんなことで考えていっていただきたいなということです。

安念委員 佐々木さんは大変誠実にお答えで、私の考えでは、やはり日本人というのは変わらぬものだなと思ったんです。つまり、佐々木さんは個人でどうお考えかわからぬけれども、日本の法曹の、あるいは法学者の考えている教育感が、かつての海軍兵学校と全く同じなんです。

つまり、ちょっとの人間を採って、粒ぞろいの集団をつくろうとするんです。そうすると、まず選抜のところでもめちゃくちゃ難しくするわけです。一人ひとり徹底的な手間をかけて完成品としてプロフェッションの世界に送ろうとするんです。その結果は御存じのとおり戦に負けたんです。

それは非常にある種の誠実さなんですが、結局戦に負ける最大の戦法なんです。

つまり、粒よりのものを少数つくろうというのは、戦争には必ず負けるんです。

何を申したいかということ、気持ちはわからないではないけれども、抗弁と否認とを間違える人間が出てきて、そんなに大変かと。500人の者が1,500人、3,000人となれば、質が落ちるに決まっているんです。質を維持することはできるはずはない。だとすると、もう質は落ちますということを世の中に宣言するしかないんです。質が落ちるということを前提にした教育方法をするしかないんです。そこを割り切れるかどうかです。割り切れなければ昔の海軍兵隊学校と同じで、一人ひとは立派に仕立てました、でも、戦には負けますという軍団をつくる。それだけのことです。割り切れるかどうか。佐々木さんお一人の力ですべてを方向転換することはできないだろうけれども、結局割り切るしか方法はありま

せん。

福井委員 質が悪いとわかっていれば別にいいわけです。この人には難しい事件は頼めないと注意できる。我々が町医者に行くときと大学付属病院に行くのを使い分けているのと同じで、定型的な事件を安くやってもらいたいときには、そんなに質を気にしない弁護士に頼むと、だけれども、難しい事件はそれなりの人に頼む。そこが見分けられるような材料が豊富にそろってれば、合格のときに超難関である必然性はないでしょう。

佐々木参事官 情報の開示制度というのは今のところそろっていないというのが現実の問題です。

福井委員 それをやりましょう。

佐々木参事官 もう一つの点は、困っている依頼者というのは多くの場合一生をかけて事件をお願いしてくるわけです。そうすると、輩出した弁護士が例えば1万人いるとして、5,000人はだめな場合に、5,000人にだれかが依頼して、5,000人泣いた結果、その5,000人はだめだというのが判明することになりかねないわけです。

中条主査 それは違うんです。だんだん淘汰されていくわけだし、情報が提供されるわけだし。

佐々木参事官 実際に依頼されて試されることが大事なわけです。

中条主査 5,000人の人に全部試してもらわなければならないわけです。

佐々木参事官 5,000人の人にだれかが依頼して、この人がいいか悪いかがわかってくると。

福井委員 今の難しい試験の下だって、弁護士が失敗してかわいそうな目に会う人は現にいます。

安念委員 参事官のおっしゃるのは心配としてはわかるんです。でも、医者だって同じなんですよ。例えば我々が町医者に行くのは、どんな人だって大したことはないと思っているから行くんです。癌だという人は、どんなに無知な人だって、例えばおなかに癌があるんじゃないかと思って近所の医者に行ったりしないでしょう。同じなんです。一生がかかっていれば真剣に探すんです。そして、一生がかかっているような問題でも、なおかつ真剣に探さないような人は、試験制度でどれだけ絞ったって救済することはできません。

つまり、同じことなんですよ。

中条主査 質が悪くたっていいという言い方をすると誤解を招くかもしれないけれども、学業成績の質は悪くなる。学業成績だけで物を考えると、こんなに間違った結果が得られるということになる。学業成績がいいということは決して優秀な人間ではないです。

佐々木参事官 学業成績がいい人を法律家に選抜しようというだけではなくて、ある程度の知識と能力があって、実際に使える人として今日から活動しても、そんなに人に迷惑をかけないだろうと思うように育ててから出しているわけです。

中条主査 それはOJTですよ。

福井委員 うまくいかない人も中にはいます。ある程度仕事をしながら、裁判官とか検

察官とのトレーニングをするというのはそれに近いでしょう。完成品というより、人的資本として、仕事についてからだってどんどん進歩するわけじゃないですか。弁護士だって同じですね。勿論、司法研修所の教育には意味があると思うけれども、みんながみんな研修所を出たら一人前の法曹かという、それは必ずしもそうではない。ある程度仕事をしながら覚えるという面はあるんじゃないですか。

佐々木参事官 それは法曹としての出発点が確保されているのであって、それからどのような法律家になっていくかは自分の心がけと努力です。

福井委員 仮に極端な例として、数の多い例としてアメリカを出すと、アメリカみたいなものすごく弁護士の数がある、人口比にしても多い社会で、弁護士で難しい仕事の遂行能力が余りない人もいるわけです。けれども、そういうものだと割り切って仕事を頼む人にとってみれば、そういう人は安くてもいいというふうにアメリカ人は考えるわけです。ちょっとした遺言を書くとか、小額の貸金を取り立てるんだったら、高い弁護士に頼む必要はないと割り切って使っているわけです。

そう考えれば、競争を促進するという意味で、人数を増やし、必要ならば弁護士会等を通じた情報開示制度を法令化するというのをちゃんとやっていけば、3,000人前倒しはどうしてもできないとまで余り厳格に思い込む必然性もないのではないかと、ということです。

中条主査 とりあえず弁護士さんじゃないと法廷に立てないですから、しょうがないから自分でやった方が早いという、そんな弁護士さんだっていっぱいいるじゃないですか。私の方がよほどできるだろうと思うんだけど、法律用語を知らないからまずいし、本人でない限り弁護士さんでないと法廷に立てないというのがありますね。

そういうときに、基本的な問題として何が問題かということ、資格制度の問題です。弁護士さんという資格制度になっているものだから使わなきゃいけないという程度の弁護士さんがいるよりは、いろんな形で私たちを助けてくれるような多様な弁護士さんがいてくれた方がいいわけです。

これを佐々木さんだけに対して言っているけれども、今、気がついたんだけど、無理な話で、私も弁護士会で議論をしたことがありますけれども、今の弁護士さんの多くにもわかってもらわなければいけない話だし、もっと実はわかっていたきたい人たちというのは佐々木さんの後ろにたくさんいらっしゃるんだと思いますので、そんな思いで私たちは答申案を書いているということです。

鈴木参考人 3点ほどあるのです。

1つは、今まで議論されていたことですが、法曹というものを司法試験に合格して、研修所を出るということ。司法試験に合格するというのは、文章の性格上こういうふうに書かざるを得ないのだろうけれども、完成型の人間を想定して、そういうものを選ぶのだという偏った考えをしているんです。

さっき中条さんも言ったけれども、そんな人間などはいやしいですよ。昔の四年制大

学を出てきて、法律をやらしたら何を知っているかという、何も知らないといのが普通です。私も会社に入ってから5年間法務をやっていました。2年くらいたつてある程度使い道ができるようになって、3年目ごろから一応の仕事をする。それでは、間違わないかという、いっぱい間違いをします。そういうのが普通のものだから、そんなに完成形をこのところで司法試験を合格する者に求めるのだというイリュージョンにとらわれて問題を考えたらいけませんよというのが第1点。

第2点は、自民党の提言の中で若干言っておるけれども、法曹の試験なんだから、これはみんな法曹にならなくてははいけない。法曹は検事、裁判官、弁護士という職業的に法廷の場を前提としたものであるという、そのドグマに陥っておられる。これは自民党はそうではなくて、そのほかにも使い道はあるのではないかという、自民党の答申は何を言っているのかわけのわからない文章だけれども、唯一値打ちのあるところはそこを言っていることです。リーガルマインドというものがある人間を、たくさん世の中に出していこうという考え方というものが、これから非常に重要な話であって、現実に司法試験で合格して一番になった者が必ず検事、裁判官になるのかと言ったら、そうとは限らない。どこかの会社の社長になるかもしれないというのがこれからの、法曹養成の機能の一つだということを入れたらいい。

第3点は、プロセスと点というのも前から何度も議論したことだが、一発でやる試験は点であって、大学院を通るのはプロセスだという理屈の中に入っておるんだけど、そのプロセスというのもそれを十分に履修して、そのプロセスを身に付けたかどうかというのはどこかでチェックしなくてはいけなときがある。それはやはり点なんです。そのプロセスと点というものを仕分けて、だから一発勝負で受けるもの、いわゆるバイパスルートのもは、一種の点だからという間違いに陥らないようにしてもらいたいということで、そんなにプロセスというのだったら、大学院を卒業して、成績が上位何番以内だった者は自動的に合格とすべきであって、そういう制度設計もしておかずに、プロセスと点といい、そしてプロセスは重要だというプロセスの過大な評価はやめた方がいいと思う。この3点が気になる点です

今までの法務省との話の中ではそこら辺は十分相互理解はあると私は思っておるけれども、間違いなきようお願いしたい。

以上、私の感想です。

福井委員 1万2,000人ですけれども、数年前ですけれども、鈴木良男前議長代理が会長の民間の司法改革フォーラムという団体がありまして、そこで試算したときの数値がベースになっているんです。安念委員や私なども加わっていました。何でこの1万2,000人かという、先進国で対人口比で法曹が一番少ない国は、日本を除けばフランスです。言わば日本以外の先進国の中の法曹人口比率の最低水準のフランスに、ほぼ10年以内に追い付くためには1万2,000人にしないと、どうしたって一定期間中に追い付かないというのがこの算定根拠です。

かなり少ないと言われているフランスに追い付くためだけでも1万2,000人にしなきゃいけないんだから、逆に言えば500人で始めて今やっと1,500人まで来て、まだはるかかなたのところに3,000人くらいが目標になっている日本の司法試験合格人数の相場感は、ものすごく小さなものだという事です。

1万2,000人というのが絶対値ではないんですけれども、法曹人口の最低のフランスに追い付くためにもこのくらいは必要だという点は事実関係の認識として重要な要素ですので、参考にしていただければと思います。

鈴木参考人 もう一つ言い忘れたのですけれども、さきほどの安念委員が言われた中で、500人を3,000人にしたら質は多少落ちるでしょうということを使ったけれども、では6分の1に落ちるのかというと、そんなことは断じてないということです。この問題は何度も政治家の人たちにも言ったのだけれども、500人時代に日本の中の上から500人の能力・成績の人が全員司法試験を受けていますかといったら、受けていませんよ。大体浪人を5年も6年もやらなくては入れないような、そんな経験をあえて積む人というのはちょっと変わっている人で、そういうのはいないですよ。

したがって、入口を広くしておけば、上の方の成績の、つまり能力のある人たちが受けにくるのです。能力がある者はそうなればその門戸をたたくわけです。だけれども、6年間浪人しなくてはいけないということが分かり切っておる世界の扉をたたくような人は、上の何千人の中には余りいないですよということなんだから、数を増やしたら質は落ちるといのは、そんな比例的に落ちるものでは全くない。逆に言ったら、そうなったら、1つの独立の職業だから、多くの人があるところをたたく。上の方から3,000人が場合によってはたたくかもしれないということすら期待できるという点を見落とさないでもらいたい。これが法曹人口を増やすに当たっての一番のポイントだということを考えておいてもらいたい。

福井委員 皆さんのように裁判官になられたような一種のエリートの方というのは、短期の受験回数で通っておられる方ばかりだから、秀才として司法試験を受けて、つつがなく短期で受かるわけですけれども、10年くらいかけて受かる方もいっぱいいるわけです。今、鈴木参考人が言われたみたいに、普通の凡才にとっては大きな決意を必要とする行為です。

そういう前提で本当にいい母集団かどうかという点についてはかなり検証の余地があります。

佐々木参事官 多いにしろ少ないにしろ、質ということは落とすとはいけないと思うんです。

中条主査 学業の成績上の質は落とすとしてもよいですよ。

佐々木参事官 国家の最上位の人材を集めなきゃいけないということはないんですけれども、最低限、人の財産とかを扱うことができるに足りる能力を持っていないといけない。最上位の人を確保するために、そういうものを持っていない人もたくさん通らせてあ

げるといのは話がまた違うことになる。

福井委員 ここは分かれる話で、さっきもちょっと触れましたけれども、例えば知財訴訟をやるとか行政訴訟をやるとい人材と、非常に決まりきった小額の貸金債権の回収だけやるとい弁護士と、仮に分化しているなら、後者の弁護士にはそんなに高度な知識は要らないでしょう。

佐々木参事官 そのようなことを言うと、そもそも弁護士という資格がなくてもいいわけですね。

福井委員 本来はそうなんです。我々は究極的にはそう思っているんです。

中条主査 TOEIC でいいと思っている。

福井委員 例えば行政法 TOEIC 何点、民法 TOEIC 何点とか、民法の中でも契約法何点で不法行為法何点など、それを言わば胸にバッジみたいに付ける自由を与えておけばそのバッジの点数を見て顧客が勝手に選べばいいとも言える。

中条主査 TOEIC350点と書いてある人に、だれも仕事を頼まないですよ。

福井委員 直ちに制度化は難しいのかもしれないけれども、理念形としてはそんなものだとも言える。その人が本当に頼みたい事件をどれくらい誠実に安く的確にやってくれるのかということが消費者にわかれば、実は資格試験の大きな目標は、かえってよりよく実現できるわけです。

中条主査 私の知り合いが、5人の弁護士さんにいろいろ自分のことを相談するために話してみた。その人は女性なんですけれども、女性が仕事をしていく上でのいろんな悩みを相談しに行った。そうしたら、そのうち2人までが、あなたはさっさと結婚しなさいと説得したわけです。そういう弁護士さんがいるような世の中ではなくて、女性がもっと働けるようにするためにはこういった環境を改善するために応援しますよとってくれるような弁護士さんもたくさん出てくるような、法律知識は半分であっても、そうやって応援してくれるような弁護士さんがいるような、それは1つの例ですけれども、多様な弁護士さんが出てきてほしい。そのために数を増やし、その中で競争してもらって、そういうばかなことを言っていると淘汰されるという社会をつくっていきたいよねというのが私たちの思いだということです。

佐々木参事官 お考えと若干違うのが、競争することは大切なんですけれども、その場に参入できるのは、きちっとした能力ある人がやっていただくと。

福井委員 多分相場感としてアメリカやフランスで通っている弁護士の最低水準の入口のところと、日本でこれまで入り口で要求してきたものとは、隔絶した差があるわけです。そこまでは大きな差を設けなくていいんじゃないでしょうか、ということです。

1つ建設的な論点として今出たことですが、情報開示のことはもうちょっと法務省でも音頭を取ってやっていただけませんか。例えば弁護士会に対して促すとか、あるいは今のTOEIC類似のことは、例えば法律の能力検定みたいなものが別途ありますが、弁護士の資質に関しては司法試験を通った後は全然ノーチェックです。それだってあったっていい

わけで、教員免許も、最近では10年更新になったくらいです。

また、顧客評価は今はないでしょう。一種のミシュランのガイドブックみたいな匿名で心置きなく自由に評価できるような弁護士評価のインターネットサイト、あるいは出版物はないわけで、政府が直に評価するのは反対ですが、そういうことについての後押しをすることは非常に意味があると思いますし、具体策についてもうちちょっと議論できるといいと思います。

佐々木参事官 そこは自治団体である弁護士会においてきちっと考えられることだろうと思います。

福井委員 それはまずいです。自治団体にしているのは法律であり、国家の選択であり、言わば国民の選択なんだから、今、佐々木さんや我々はまさに日本国民の代弁者として彼らに治外法権の自治を与えている今の制度がいいのかどうかも含めて見直すべきかどうかを検討する責務があると思っています。利権を保証するための自治だったら、ない方がいいんです。そうじゃなくて、国民のためになる、ユーザーのためになるような制度として今の自治に何か問題があるとしたら、それは立法の産物ですからそれ自体を直してしまえばいいと思います。

佐々木参事官 沿革的に見ると、国と対決してでも、社会と対決してでも人権を守るという使命を帯びて、それをやるためには完全自治団体が望ましいという沿革はあると思うんです。

福井委員 実際にはそうになっていないでしょう。

中条主査 自治団体というのは、みんなそうは言うけれども。

福井委員 弁護士全員が人権を本当に守るために奔走しているわけでもありません。また、評価をきちんとやるのが自治に矛盾するというわけでもありません。

中条主査 そこは外部監査をきちっとやるとか、いろんな方法を考えながら。自治というものは基本的にその団体の、その組織の利益最大化で行動するということは頭に置いて私たちは考えていきます。

福井委員 政治的介入から自由であるとか、そういう自治はいいです。けれども、自分たちの手がけている仕事のアカウンタビリティを果たさない自治などはあり得ないと思います。手厚く国家の制度で守られた資格者として、言わば説明を回避するという未勝手なことを言う自治は本来の自治ではないはずですよ。

中条主査 典型的なのは、今、鈴木さんなども努力されて、少しずつ変わってきましたけれども、弁護士会は価格を一定にしていたわけじゃないですか。明らかに独占的な行為です。カルテル行為じゃないですか。それが何で社会全体にとって望ましい自治などと言えるのか。自治的な団体というのは必ず利益最大化で行動しますよ。そこは頭に入れた上で私たちは行動しなければいけないと思うんです。

佐々木参事官 価格設定もそういうような意味であったのか、また沿革的には違うものであった可能性も高いと思われれます。

福井委員 利権を確保するために価格を決めるとは絶対に言いません。言うときにはみんなきれいな事を言います。

山下参考人 このような機会を与えていただき、ありがとうございます。議論は出尽くしたと思います。日本が目指す法曹人口を、福井先生はアメリカとフランスを例に出されました。かつて、自民党の司法制度調査会や内閣の司法制度改革審議会では、将来の法曹人口を考える上で、フランスを念頭に置きました。

従来、リーガルサービスについての規制緩和・規制改革の推進に関しても、本日、参考人としてご出席の鈴木先生をはじめ、大勢の方々が、精力的に取り組んでこられました。なお、日本には、弁理士や司法書士等、隣接法律専門職種と称せられるある特定の分野の専門職が、国民への利便のため長年にわたり活躍され、この専門職は、アメリカでは、弁護士の範疇に入るリーガルサービスの提供をしてきたのは、ご承知の通りです。今日までの規制改革の実績には、例えば、簡易裁判所における司法書士への訴訟代理権の付与等、法曹の権限の一部開放も視野に入れた提言など、司法制度改革の流れと共に、改革を推進してきたことも念頭に置き、今後、日本の法曹人口を考える上では、この隣接法律専門職種の役割も重く受けとめることも、極めて重要なことかと思えます。

多様な法曹の養成と法曹人口の議論については、立法政策的には、国民への利便性を念頭に置くことが求められるのではないのでしょうか。特定の専門的分野を持つ法律家を、戦略的に養成することも重要なことでしょう。本日、配布されている資料に、新司法試験受験予定者の選択科目が書かれています。現在、内閣は日本法令の外国語訳の作業を推進していますが、例えば、弁理士は特定侵害訴訟の代理権も付与されることになり、内閣の知的財産に関する国家戦略を念頭に、弁理士をパテントアトニーと英語訳しました。アメリカで言えば、特許弁護士という称号の訳を、内閣が指定しましたが、アメリカ人から見ると、日本の弁理士を法律家ととらえることになります。なお、アメリカには日本のような法学部がなくロースクールがあるが、日本では法律を教える大学の法学部の先生には、「司法試験に合格していない法律家」がいるのかと、私は、海外の知人から素朴な質問を受けたこともあります。

今後、法曹人口を拡大するなら、内閣法制局等で法案の審査等に一定期間関わったキャリアの方、また、行政訴訟とか独禁法や金融・環境等の特定分野の見識が極めて優れ政府の審議会等でもご活躍されている方、あるいは中央官庁で立法政策に長年にわたり携わった方等を、特定分野の法律家、弁護士としての資格を与えることや養成することを検討してもいいのではないかと個人的には思います。また、興味のある選択科目を複数選んでも司法試験に合格しないなら、不必要な選択科目は選びたくないという心理状況も働くということをよく聞きます。多様な法曹人材の養成を考える場合、ある程度のキャパシティーを持たないと、特定の興味のある分野を目指す方が育ちにくいという背景もあるのではないかと思います。ご所見や御感想をお聞かせいただければと思います。

佐々木参事官 弁護士がさまざまな専門分野を持って、生き生きと多様に働くと、これ

は理想として素晴らしいと思いますけれども、弁護士としての汎用的、法的なリーガルマインドとかスキルとかを持っていなくて、特定の分野だけできている人を弁護士と言っていいのかというところに重大な疑問を感じます。

汎用的にできているからこそ、1つの専門分野をいろんな視点で見られるわけでありまして、そこだけが得意な人というのは弁護士の概念とは多分マッチしていないのではないかと。

中条主査 完璧なのを想定しておられるんですね。私と安念先生とは全く専門は違うけれども、一応、大学教授は大学教授なんです。弁護士さんだって、それぞれ専門があってしかるべきです。これだけ多様な世の中になってきたら、女性問題を扱う弁護士さんもいれば、不動産問題を扱う弁護士さんもいれば、という形で専門化していく。それを束ねていくのは、法律事務所の裁量の問題だということになると思うんです。そういう点も是非検討いただきたいと思います。

福井委員 この案文をそろそろ詰めないといけないので、これについては、別途御相談の場があると思いますが、趣旨として、できないことをお願いするというつもりもないので、歩み寄れるところはできるだけ歩み寄っていただいて、建設的な御意見をいただき、答申として納得のできるものができればと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

中条主査 佐々木さんのような人柄のいい方がカウンターパートだと非常にこちらがやりにくいんですけども、時間を超過して御協力いただきまして、ありがとうございました。安念先生が海兵の卒業生だということもわかって、大変有意義な会議だったと思います。

安念委員 いや違います。

中条主査 冗談です。どうもありがとうございました。

( 以上 )